

兵庫県精神保健福祉センター概要

兵庫県精神保健福祉センター

中谷 恭子

精神衛生法（昭和25年成立）

（精神衛生相談所）

第七条 都道府県又は保健所法（昭和二十二年法律第一百一号）第一条の規定に基く政令で定める市（以下「指定市」という。）は、厚生大臣の承認を受けて精神衛生相談所を設置することができる。

2 精神衛生相談所は、精神衛生に関する相談及び指導を行い、又、精神衛生に関する知識の普及を図る施設とする。

昭和34年

県立中央精神衛生相談所の必要性について県社会福祉協議会が知事に答申

昭和35年

兵庫県精神衛生協会創設
県の精神衛生活動の中核となるべき、
中央精神衛生相談所を神戸市内に
設立することを要望

昭和37年4月

県立中央精神衛生相談所開設

県立中央精神衛生相談所

神戸医科大学付属病院 精神科医局（西寮）内

初代所長 黒丸正四郎教授

職員	所長（精神科医師）	1	
	精神科医師	1	
	ケースワーカー	1	
	心理職	1	
	事務職	2	計6名

業務 相談助言、技術指導、専門教育、
公衆教育等



小児自閉症児親の会

(昭和37年度～昭和51年度)

- 昭和37年11月、精神衛生相談所、神戸医大精神科、日赤大阪病院精神科が協力して開催
自閉症児を抱える親 約30名が集まる
- センターが荒田町に新設され、独自のプレイルーム等を持つようになって以降は定例化
- 子どもはプレイルームで遊ばせ、その間に、親の相談や家族教室を実施
- 親子とスタッフで外出するプログラムもよく行われた。



3歳児心の健診事業

(昭和37年度～平成14年度)

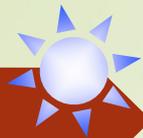
- ➡ 3歳児の心の発達の診断、心の健康診断
- ➡ 昭和37年 芦屋保健所でモデル的に始める
センターの医師やスタッフが保健所に出向いて実施
- ➡ 週1回実施 1週間の中に誕生日を迎える3歳児の家庭に通知（月齢の差をできるだけ少なくするため）
- ➡ 講堂の中央に遊ぶ場所 砂場、おもちゃなど
子どもだけ母親から離れて遊ばせる
- ➡ 周りに机と椅子をおいて母親は
子どもの様子を見たり、質問紙に記入したり、
保健師に相談したり



スクールフォビア親の会

(昭和38年度～平成9年度)

- 昭和38年5月24日開催（於神戸医大図書館集会室）
親、スタッフ合わせて14名参加
- センターは教育部門と連携がよく、その縁で
個別相談も多かった
- 相談で来所した家族が、待ち時間に互いに話を
するようになったことが、親の会につながる
- 家族どうしでなごやかに交流
- 個別相談の継続を基本にして、集団指導（親の
会）に並行して参加



うつの会

昭和46年度～平成9年度

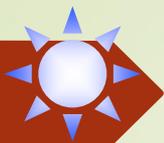
- ➡ うつ病の患者本人と家族の会
- ➡ 個別相談を受けていた本人や家族が集まってできる。本人をどう支えたらいいのかなど共通した経験を話し合う



精神障害者デイケア・家族教室

昭和47年度～平成15年度

- ➡ 昭和43年荒田町移転後、障害者や不登校児など当事者が、センターに自主的に集まり、話し合ったり囲碁をしたりし始めたことがきっかけ



家庭内暴力家族の会

昭和56年度～

- ▶ 子どもから親への暴力に悩む家族の集い
- ▶ 当初は、暴力という共通因子での集団
- ▶ 医療機関では、本人をつれていかないと診療できず、親だけで相談できる場所がない
- ▶ 家族に暴力被害について安心して話せる場所を提供し、互いに話し合うことによって体験を共有し、家族の心の安定を図り、危機的状況にどう対処していくかを考える
- ▶ 全国的に例のない家族教室

ひきこもりの社会問題化

- ▶ 新潟少女監禁事件（平成12年1月28日）
佐賀西鉄バスジャック事件（平成12年5月3日）
- ▶ 厚労省が研究班を発足
児相や保健所等向けのガイドラインを配布
本人や家族に向けてのパンフレットを作成
保健所やセンターでの相談機能の充実強化
- ▶ ひきこもり家族教室、ひきこもり当事者グループ（WING）、薬物家族教室開始 平成12年度～



改正精神保健福祉法の完全施行 平成14年度～

- ➡ 精神医療審査会事務
- ➡ 通院公費負担・精神障害者保健福祉手帳判定
交付事務

センター業務が大きく変化

HAT神戸へ移転 平成16年4月



災害・事件・事故後のこころのケア対応

- 平成 7年 阪神・淡路大震災
- 平成13年 池田小学校事件 明石市花火大会事故
- 平成15年 神戸市・西宮市消防士殉職事故
- 平成16年 加古川7人殺傷事件 新潟県中越地震
台風23号
- 平成17年 JR福知山線脱線事故
- 平成19年 能登半島地震
- 平成21年 台風9号
- 平成23年 東日本大震災

自殺対策

- 平成13年 健康増進計画に「自殺者の減少」目標値
- 平成15年度～ うつ病対策開始
うつ病チェックリスト作成 うつ病家族教室開始
うつ病に関する保健師等への教育研修など
- 平成18年度～ 精神保健福祉センターに自殺対策
センターを設置
兵庫県自殺対策連絡協議会設置
- 平成20年 兵庫県自殺対策推進方策策定
- 平成21年度～ 「地域自殺対策緊急強化基金」事業
- 平成22年度～ 本庁にいのち対策室設置

➡ センターの自殺対策

相談、技術支援、研修、啓発、広報普及、情報提供

相談班

▶ 個別相談

来所相談 電話相談

ひきこもり相談専用ダイヤル 078-262-8050

火曜～金曜 9時半～11時半 13時～15時半

▶ 集団指導

- ・ ひきこもり当事者グループ (WING) 月2
- ・ ひきこもり当事者の社会参加に向けたワークショップ (WING+F) 月1
- ・ ひきこもり当事者サロン (WING+S) 月1
- ・ ひきこもり当事者の自助会 (WING+W) 月1
- ・ ひきこもり家族教室 月1
- ・ 家庭内暴力家族の会 月1
- ・ 薬物問題家族教室 月1

社会復帰班

▶ 精神医療審査会

精神科病院における処遇等についての審査に関する事務を行う

▶ 技術支援

健康福祉事務所や市町および保険・医療・福祉・教育などの関係機関に対し、専門的立場から指導や援助を行う

▶ 普及啓発/教育研修

心の健康に関する理解を広める為、各種リーフレット、DVD、書籍等の整備/精神保健福祉業務に携わる職員の技術向上に向けた専門的研修

▶ 組織育成

精神保健福祉に関連する団体や組織の活動に援助を行う



医療班

- ▶ 自立支援医療（精神通院医療）の
判定・交付
- ▶ 精神障害者保健福祉手帳の判定・交付
- ▶ 上記事業に関する問い合わせや相談対応

依存症対策センター

- ▶ 平成30年1月より、兵庫県と神戸市は専用電話回線により、「ひょうご・こうべ依存症対策センター」を開設し、依存症に関する当事者および家族等の電話相談を開始した。
- ▶ 火曜日～金曜日 9時半～11時半 13時～15時半
- ▶ 専用電話番号：#7330/078-251-5515
- ▶ 相談担当者：件および神戸市の相談員を配置

精神保健福祉センターの役割

- ➡ 精神保健福祉の技術的な中核として専門性の高い事業を実施 健康福祉事務所等への技術支援
- ➡ 地域社会のニーズに応じた事業を企画、実施
- ➡ 先駆的な事業を実施し、地域に広める
- ➡ 精神保健活動を地域保健活動の一環として行う